

令和4年度第1回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会質疑応答

	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年度京都市国民健康保険事業（案）について・国民健康保険料の賦課限度額の改定について【諮問事項】・出産育児一時金の支給額の改定について【諮問事項】に係る質疑応答
居内会長	<p>それでは、ただいま説明のありました、資料1、資料2の諮問事項について、御質問や御意見があればお願いしたい。</p>
山口委員	<p>最後に説明いただいた参考の「今後の医療保険制度の改革」についてお聞きする。</p> <p>後期高齢者医療制度の賦課限度額を2年かけて段階的に引上げというのは確定なのか。</p>
田中課長	<p>令和6年度に7万円、令和7年度に7万円、2年かけて14万円引き上げることは確定している。</p>
山口委員	<p>諮問事項の国民健康保険の賦課限度額も上がっており、今後、基本的には下がることはないかと思う。今回、モデル世帯で給与所得が900万円・総所得が700万円以上の方の負担が増えるとのことだが、その方々の収入が多いかといえばそうではなく、保険料が引き上がれば厳しいのではないかと思う。</p> <p>国民健康保険は事業所得者が多く、昨今の物価上昇やコロナ禍の不安定な収益のなかで、国の引上げに合わせて安易に上げるのではなく、配慮が必要ではないか。</p>
田中課長	<p>最高限度額については、どこまで引き上げるべきかといった意見が国に対してもなされているところである。最高限度額は、納付意欲と給付とのバランスからどの程度負担すればよいかが考慮され、負担限度額が設けられている経過がある。どこまで受任できるのかというのは、考えていかなければならない。</p> <p>協会けんぽや共済組合と比較すると、協会けんぽや共済組合は事業主負担があり保険料が低く抑えられている。一方、国保は、半分は公費が入っているというものの、高齢者が多く所得の低い方が多いという構造的な課題もあり、同じ所得であっても、どうしても国保被保険者の方が、負担が高くなっている。</p> <p>これまでから要望を行っているが、引き続き、国に対して財政措置の拡充や医療保険制度の一本化などの要望を行っていく。</p>
上田委員	<p>収支不足の22億円について、全額基金からということだが、毎年綱渡り状態となっている。コロナ禍や物価上昇もあり仕方がないが、今後はもっと予防医療をしていかなければならないと思う。</p> <p>コロナ禍で健康診断も難しかったと思うが、一日でも早く、重大な疾病が発見できれば、医療費も抑えられるため、工夫して健康診断の受診率を上げるようにしなければならない。</p> <p>また、健康教室など、費用を抑え工夫して開催できないのか。毎日が健康で過ごせることほど素晴らしいことはない。私は現在68歳だが、あるメーカーの機</p>

械で測定すると体内年齢は37歳であった。健康な人が増えれば、国保も黒字になるのではないかと。市民の体・健康・幸せを思えば、「健康長寿のまち・京都」の取組にもっと力を入れていくべきではないか。

居内会長 予防医療について、まさに京都市の看板政策として「健康長寿のまち・京都」に取り組まれていると思うが、具体的な取組を紹介いただけないか。

安藤部長 ご指摘のとおり、令和2年度・3年度は、がん検診等について集団健診が実施できなかったこともあり受診率が低くなったが、令和4年度は、特に受診率が低下した肺がん検診を含めて、回復している状況にある。

また、健康長寿に向けた取組としては、「歩行・歩く取組」を進めており、身近な「歩く」ことを「プラス1,000歩」することから健康づくりを進めている。

田中課長 国保の特定健診については、学校で行っていた集団健診、個別医療機関での個別健診、人間ドックの3種類の受診方法を設けていたが、令和2年度・3年度はコロナの影響により集団健診は中止とした。

学校での集団健診については、熱中症対策や混雑・密になるなど課題があったため、令和4年度は、区役所・支所において、予約制を取り入れ、待合スペースを設けるなど、実施方法を変更して集団健診を再開している。

重症化については、すぐに効果がでるものではないかもしれないが、糖尿病の数値が芳しくない方に対しての1次予防として、適塩教室や運動教室の実施に加え、重症化予防のための個別訪問を行う事業も実施している。

また、糖尿病については、医師会とも連携しながら、地域戦略会議も開催しており、これらの取組を、引き続き続けていきたいと考えている。

居内会長 他にご意見・ご質問がなければ、続いて、「保険料賦課限度額の改定」及び「出産育児一時金の支給額の改定」の諮問に係る取扱いについて、お諮りしたいと思います。

諮問内容について、特に異論がなかったかと思うので、諮問内容については「適当であると認める」ということでよろしいか。

(委員から異議なし)

居内会長 答申については、少しお時間をいただき、私の方で答申案を作成して、皆様にお諮りしたうえで、本日、京都市へ答申させていただきたいと思う。

なお、私としては、限度額引上げによって生じる効果などを被保険者の方にご理解いただくため、その必要性や内容を、分かりやすく説明する必要があると考えている。

また、国保事業全般の事項になるが、今回は基金の活用によって被保険者の負担を軽減することができたが、高齢や低所得の方が多いという構造的な課題を持つ国保制度に対する財政措置の拡充や、すべての医療保険制度の一本化などを国へ要望することについても、付帯意見として付したいと考えているがいかがか。

(委員から異議なし)

居内会長 それでは、答申案を作成するので、協議会については、しばらくの間、休憩とさせていただきます。10分から20分後を目途に再開させていただきたい。

(休憩・答申案作成)

居内会長 協議会を再開する。お手元に、答申案を配布させていただいた。それでは、事務局から読み上げていただく。

司 会 (答申案読み上げ)

居内会長 答申案について、ご意見等がなければ、本案を本協議会の答申とさせていただきます。よろしいか。

(委員から異議なし)

居内会長 異議がないようなので、私から副市長に提出する。

(副市長に答申書提出)

居内会長 答申の提出も終了した。諮問事項2件を含む、令和5年度京都市国民健康保険事業案については了承することとしたいと思うが、いかがか。

(委員から異議なし)

居内会長 それでは、令和5年度京都市国民健康保険事業案を了承する。

居内会長 以上で、本日の議題は終了となる。